

NPO 法人 うつくしま 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 うつくしま と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい児者・高齢者など日常生活において支援が必要な方々に対し、様々なサービスの提供を通して、より自分らしい主体的な暮らしが送れるように支援を行い福祉の向上・地域福祉の発展・人権の擁護・子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び移動支援事業
2. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
3. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、特定介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業
4. 介護保険法の適用を受けない生活支援サービス事業
5. 一般乗用旅客自動車運送事業
6. 道路交通法に基づく自家用有償旅客運送
7. 講習会の開催及び講師の派遣
8. 前各号に関するコンサルティング業務

9. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同し、法人の維持のために活動する目的のために加入した個人。

(2)賛同会員 この法人の目的に賛同して、加入した個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡したとき。

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)事業報告及び活動決算

(6)役員の選任又は解任、職務

(7)会費の額

(8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)事務局の組織及び運営

(10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はFAX 若しくは電子メールをもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 役員報酬

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又はFAX若しくは電子メールをもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5)社員の資格の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、内閣府 NPO ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 齋藤浩

副理事長 長船里絵

副理事長 佐藤恵美子

監事 中手聖一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員入会金	0円
(2)正会員会費	2400円(1年間分)
(3)賛同会員入会金	0円
(4)賛同会員会費	2400円(1年間分)

役員名簿

法人名	NPO法人 うつくしま
-----	-------------

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	齋藤浩		有／
副理事長	長船里絵		無
副理事長	佐藤恵美子		無
監事	中手聖一		無

設 立 趣 旨 書

私たちはこれまで、株式会社の形態において、障がい児・障がい者や高齢者など、日常生活において支援を必要とする方々に対し、各種福祉サービスを提供してまいりました。

こうした活動を通じて、利用される方々が「自分らしく、主体的に生きることのできる社会」を目指し、福祉の向上、地域福祉の発展、人権の擁護、そして子どもの健全な育成に貢献してまいりました。

しかしながら、事業の公共性や地域社会との連携の重要性が年々増す中で、より一層地域に根ざした柔軟で持続可能な活動を展開する必要性を強く感じるようになりました。

また、代表者の定年を契機に、営利を目的としない中立的な立場から福祉活動を継続・発展させていくことが望ましいとの判断に至り、これまでの実績と理念を引き継ぐかたちで、NPO法人を設立する運びとなりました。

今後はNPO法人として、地域の皆さまとの協働のもと、多様な支援を必要とする方々が安心して暮らせる社会の実現を目指し、これまで以上に公益性の高い活動を推進してまいります。

2025 年 10 月 27 日

NPO法人 うつくしま

設立代表者 住所

氏名 齋藤 浩

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2026年3月31日まで

NPO法人 うつくしま

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、翌年度より以下の事業を確実に実施することを目標に準備をする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1. 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律に 基づく障害 福祉サービ ス事業、一般 相談支援事 業、特定相談 支援事業及 び移動支援 事業	重度訪問介護による食事介 助、排泄介助、入浴介助、 更衣介助、移動、移乗介助、 家事全般、外出、コミュニ ケーション支援、その他身 の回りの介助全般 身体介護による身の回りの 介助全般 家事援助による掃除、洗濯、 調理、買い物 移動支援による外出等	(A) 実施予定 なし (B) 実施予定 なし (C) 実施予定 なし	(D) 実施予 定なし (E) 実施予 定なし	0

2. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
3. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、特定介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業	身体介護による食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、移動、移乗介助などの日常生活上の援助 家事援助による掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
4. 介護保険法の適用を受けない生活支援サービス事業	介護保険法の適用を受けない生活支援サービス	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
5. 一般乗用旅客自動車運送事業	11 人未満の乗車定員の自動車により旅客を運送する	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
6. 道路交通法に基づく自家用有償旅客運送	白ナンバーの自家用車により旅客を運送する	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
7. 講習会の開催及び講師の派遣	講習会の開催及び講師の派遣	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0

8. 前各号に関するコンサルティング業務	前各号に関するコンサルティング業務	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
9. 前各号に附帯又は関連する一切の業務	前各号に附帯または関連する一切の業務	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0

2026年度の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人 うつくしま

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1. 障害者の 日常生活及 び社会生活 を総合的に 支援するた めの法律に 基づく障害 福祉サービ ス事業、一般 相談支援事 業、特定相談 支援事業及 び移動支援 事業	重度訪問介護による食事介 助、排泄介助、入浴介助、 更衣介助、移動、移乗介助、 家事全般、外出、コミュニ ケーション支援、その他身 の回りの介助全般 身体介護による身の回りの 介助全般 家事援助による掃除、洗濯、 調理、買い物 移動支援による外出等	(A) 利用者ご との契約 に基づく 日時 (B) 各利用者 の自宅ま たは外出 先 (C) 利用者ご とに介助 者1～2 名	(D) 各利 用者 の自 宅ま たは 外出 先 (E) 17名	104,600

2. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
3. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、特定介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業	身体介護による食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、移動、移乗介助などの日常生活上の援助 家事援助による掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助	(A) 利用者ごとの契約に基づく日時 (B) 各利用者の自宅または外出先 (C) 利用者ごとに介助者1～2名	(D) 利用者の自宅または外出先 (E) 1名	3, 000
4. 介護保険法の適用を受けない生活支援サービス事業	介護保険法の適用を受けない生活支援サービス	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
5. 一般乗用旅客自動車運送事業	11 人未満の乗車定員の自動車により旅客を運送する	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
6. 道路交通法に基づく自家用有償旅客運送	白ナンバーの自家用車により旅客を運送する	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
7. 講習会の開催及び講師の派遣	講習会の開催及び講師の派遣	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0

8. 前各号に関するコンサルティング業務	前各号に関するコンサルティング業務	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0
9. 前各号に附帯又は関連する一切の業務	前各号に附帯または関連する一切の業務	(A) 実施予定なし (B) 実施予定なし (C) 実施予定なし	(D) 実施予定なし (E) 実施予定なし	0

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2026年3月31日まで

NPO法人 うつくしま
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛同会員受取会費	0		
	0	0	
2. 事業収益			
障がい福祉介護給付費	0		
介護保険介護給付費	0		
	0	0	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
	0		
その他経費計		0	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
	0		
その他経費計		0	
管理費計			0
経常費用計			0
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
		0	

經常外收益計			0
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

【2026】年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人 うつくしま
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	43,200		
賛同会員受取会費	0		
	43,200	43,200	
2. 事業収益			
障がい福祉介護給付費	112,956,800		
介護保険介護給付費	3,000,000		
	115,956,800	115,956,800	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
	0	0	
経常収益計			116,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	84,000,000		
法定福利費	12,000,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	5,000,000		
人件費計	101,000,000		
(2) その他経費			
会議費	90,000		
旅費交通費	2,500,000		
水道光熱費	200,000		
通信費	600,000		
修繕費	300,000		
事務用消耗品費	250,000		
備品消耗品費	250,000		
保険料	350,000		
管理諸費	1,200,000		
車両費	400,000		
雑費	279,000		
租税公課	150,000		
接待交際費	20,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	11,000		
その他経費計	6,600,000		
事業費計		107,600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	8,400,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	8,400,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		8,400,000	
経常費用計			116,000,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	

經常外收益計			0
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額		0	
前期繰越正味財産額		0	
次期繰越正味財産額			0